記

１．交付金額（交付規則第12条第１項による額の確定額）　円
２．交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　円
３．消費税額及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　円
４．交付金返還相当額（３．－２．）　円

注　(1)　別紙として積算の内訳を添付すること。
(2)　用紙の大きさは、日本工業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

様式第９（第17条関係）

年度原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金事業財産処分承認申請書

年　月　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　印

年　月　日付け第　号をもって交付金の額の確定通知を受けた原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金事業に関する財産の処分の承認を受けたいので、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則第17条第２項の規定により下記のとおり申請します。

記

１．処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕　様	処分の方法	処分の時期	処　分　の　理　由

注　(1)　処分の方法の欄には、使用、譲渡、交換、貸付又は担保の提供等の別を記載すること。
(2)　処分後に自己使用をする場合はその用途を記載すること。
(3)　用紙の大きさは、日本工業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

（相手方がある場合）

２．相手方
①住所
②氏名
③使用の目的
④使用の場所
⑤使用の条件
⑥その他特記すべき事項

様式第10（第19条関係）

年度原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金調書

（単位：円）

国		交付金事業者										備考
		歳入			歳出							
歳出予算科目	交付決定の額	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	翌年度繰越額	うち交付金相当額	

注　用紙の大きさは、日本工業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

○国土交通省告示第千六十三号

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成二十六年国土交通省告示第千百七号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十月十六日　国土交通大臣　石井　啓一

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の一部を改正する告示

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の一部を次のように改正する。

第三条第２項第四号中「施設分野（別表第一欄に掲げる施設分野等（別表第一欄に掲げる施設分野をいう。以下同じ。）」を「施設分野等（別表第一欄に掲げる施設分野等をいう。以下同じ。）」に改める。

第五条第１項第五号中「施設分野」を「施設分野等」に改める。

第五条第２項第三号中「施設分野」を「施設分野等」に改める。

別表を次のように改める。

別表

（一）点検・診断等業務

施設分野等	業務	知識を求める技術者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
設備土木機械	診断	業務を及び統括管理する技術者等	行管こびにに診断技術者として理解し、及ら点検業務の統括管理をの術要及び施設の設備の知識を有すること。	１　すること。 ２　で去的確認すること。 あの確土木機械のた機械でめ設備の診断に有業務を確認すること。 る実な木機課題械でめ設備の診断に有業務を確認すること。 ここと経験解設備等決備ここと。 能のよ力診断にお、て有業務をの過程を確認すること。
公園（遊具）	点検	業務を及び統括管理する技術者等	行管になす検施の公園に点園あるるる施設（遊具）の点検に必要な技術、係る点検法令、確認方法等点検に関し、公園もに施設（遊具）の材料、業務を確認すること。	１　の関にすす係公園ああるる施設（遊具）の点検に必要な技術、係る点検法令、確認方法等点検に関し、公園もに施設（遊具）の材料、業務を確認すること。 ２　の関にすす係公園ああるる施設（遊具）の点検に必要な技術、係る点検法令、確認方法等点検に関し、公園もに施設（遊具）の材料、業務を確認すること。 ３　す理等公園もに施設（遊具）ここと。
		当す業技る務術者を担者（担当）	なす検施の公園に点園あ施設（遊具）の点検に必要な技術、係る点検法令、確認方法等点検に関し、公園もに施設（遊具）の材料、業務を確認すること。	１　の関にすす係公園ああるる施設（遊具）の点検に必要な技術、係る点検法令、確認方法等点検に関し、公園もに施設（遊具）の材料、業務を確認すること。 ２　の関にすす係公園ああるる施設（遊具）の点検に必要な技術、係る点検法令、確認方法等点検に関し、公園もに施設（遊具）の材料、業務を確認すること。 ３　る知識公園もに施設（遊具）ここと。
	診断	業務を及び統括管理する技術者等	行管になす断施の公園に診断加知るをに点園あ施設（遊具）の点検に必要な技術、係る点検法令、確認方法等点検に関し、公園もに施設（遊具）の材料、業務を確認すること。	１　こ検診断・断公園に診断加知るをに点園あ施設（遊具）の点検に必要な技術、係る点検法令、確認方法等点検に関し、公園もに施設（遊具）の材料、業務を確認すること。 ２　こ検診断・断公園に診断加知るをに点園あ施設（遊具）の点検に必要な技術、係る点検法令、確認方法等点検に関し、公園もに施設（遊具）の材料、業務を確認すること。 ３　を務公園の公と診に園施設（遊具）の点検に必要な技術、係る点検法令、確認方法等点検に関し、公園もに施設（遊具）の材料、業務を確認すること。